

**固定資産税の縦覧・閲覧と納期のお知らせ**

令和7年度の固定資産税の縦覧と閲覧を次のとおり行います。

縦覧・閲覧とも住所・氏名等が確認のできるもの(運転免許証等)をお持ちください。代理の場合は委任状も必要です。借地借家人の方は賃貸借契約書を提示していただくことにより、閲覧のみできます。

なお、納税通知書の発送は4月1日(火)、第1期及び前納の納期限は4月30日(水)の予定です。

▽縦覧

縦覧とは、納税者が自己の土地や家屋の評価額と他の土地や家屋の評価額とを比較して、適正かどうかを帳簿により確認していただく制度です。

▼とき 4月1日(火)～30日(水)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日は除く)

▼ところ 役場1階4番窓口税務課

▼手数料 無料

▽閲覧

閲覧とは、納税者本人が所有する土地や家屋について、課税台帳に登録された内容を確認していただく制度です。

▼とき 4月1日(火)～令和8年3月31日(火)の午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日、年末年始は除く)

▼ところ 役場1階4番窓口税務課

▼手数料 1件200円。ただし、縦覧期間中は無料です。

▼問合せ 税務課課税グループ  
☎ 28・2434

**「ご存じですか」町税納付の猶予制度**

▼徴収の猶予

次の理由により町税を一時に納付できない場合は、申請により原則1年内の期間に限り徴収猶予が受けられる場合があります。

- ・財産について災害を受け、又は盗難にあったとき
- ・納税者又はその生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したりしたとき
- ・事業を廃止し、又は休止したとき
- ・事業に著しい損失を受けたとき
- ・本来の期限から1年以上経過した後、に納付すべき税額が確定したとき

▼換価の猶予

町税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合は、申請により原則1年以内の期間に限り換価の猶予が受けられる場合があります。

詳しくはお問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。

▼問合せ 税務課課税納グループ  
☎ 28・0926

**軽JNKSの二輪車対応**

軽JNKS(ジェンクス)は、軽自動車税納付確認システム(Jidosha Zei Nofu Kakunin System)の略称です。令和7年4月から、排気量250cc超の二輪車の軽自動車税(種別割)の納付情報を、軽自動車検査協会等がオンラインで確認できるようになりました。

軽JNKSによって、継続検査窓口での「納税証明書の提示」が原則不要になります。

このため、口座振替で排気量250cc超の二輪車の軽自動車税を納付した方に送付する納税証明書(ハガキ)を廃止します。

なお、納付直後の継続検査や売買のために納税証明書が必要な場合は役場1階4番窓口税務課へご相談ください。

▼問合せ 税務課課税納グループ  
☎ 28・0926

**学習等供用施設の券売機が新しくなります**

これまで、供用施設の利用券の購入は現金のみの対応でしたが、キャッシュレス決済でも利用券の購入が可能となります。

▼現金金額 硬貨(10円・50円・100円・500円)、紙幣は1000円のみ

▼キャッシュレス決済種別 (4月1日から利用可能)

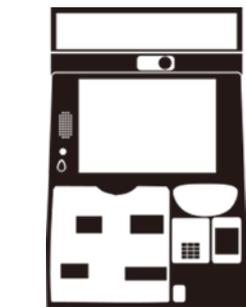
▽クレジット(コンタクトレスのみ)  
VISA、MasterCard、JCB、American Express、Diners、Discover

▽電子マネー 交通系各種、楽天E dy、WAON、nanaco、QUICPAY、id

▽QR AliPay、PayPay、d払い、楽天ペイ、auPAY

▼問合せ 指定管理者豊山町シルバーク人材センター ☎ 28・6322

平日8時30分～17時15分(土日祝休業)



※イラストはイメージです